

第5章 環境施策の方向と推進・検討する事業

みどりや水と共生する、調和のとれた美しいまちにするために

1 豊かな自然と共生するまちにする

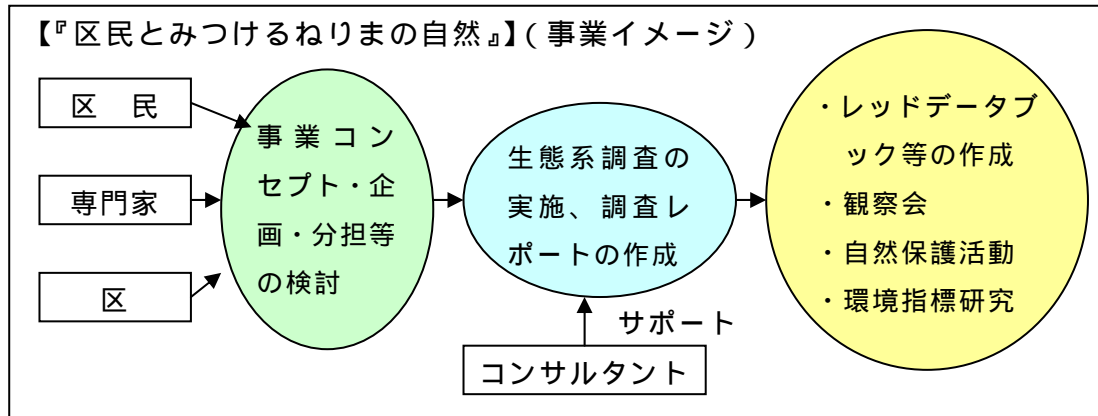
基本目標	環境指標	定義	環境指標にかかる目標（平成22年度）	
緑被率30%回復に向けて、緑被率が増加傾向に転じている	1 - みどりの増加量	区が関与した緑被面積増加量	58ha (H18-23年度間)	
	1 - 緑被率	みどりの実態調査(5年ごと)における緑被率	18年度調査を踏まえて設定 20.9%(H13年度)	
	1 - 保護樹木本数、保護樹林面積、憩いの森・街かどの森か所数	各年度末の本数、面積(ha)およびか所数を区資料により集計	保護樹木 1,504本 保護樹林面積 23.7ha 憩いの森・街かどの森 77か所(23年度)	
	1 - 農地面積	東京都調査による練馬区内の市街化区域内農地面積	272ha(23年度) 258ha(28年度)	
	豊かな自然環境の回復と区民とのふれあいを深める道筋が確立している	1 - 生態系調査の進捗状況(調査後は、その結果に基づく生物指標を検討)	生態系調査実施に向けた進捗状況(調査後は、指標となる生物の生息状況(詳細は調査の結果に基づき検討します))	調査の実施 調査の準備(18年度)
		1 - 練馬みどりの葉っぱい基金積立額	各年度末の練馬みどりの葉っぱい基金積立残高と活用済み金額の合計	5億円(23年度) 0.56億円(17年度)
		1 - 農業体験農園数	各年度のか所数を集計	整備 16園 12園(19年4月)

(1)自然を知り自然とふれあう場を増やす

< 生態系の実態を把握する >

- 区民や専門家とともに、生き物の生息状況を、みどり、水、土などと関連付けて把握する調査を定期的に行い、生態系の状態や変化をとらえ、その結果を自然保護活動などに活用するとともに、分かりやすく区民に知らせる「区民と見つけるねりまの自然調査」を実施します。

< 調査結果の活用例：練馬区版レッドデータブック等の作成、自然観察会、自然保護活動、練馬の自然度指標（環境指標）の研究など >



< 生態系を守る仕組みを築く >

- ・ 憩いの森、街かどの森、保護樹林などの制度により所有者への支援を行うと同時に、制度の充実のため、国や東京都への税制緩和の要望や制度のPR等を行い、樹林地の保全をいっそう進めます。

保護樹林 = みどりを保護し回復する条例により、保護する必要があると認められる 1,000m² 以上の樹林について、所有者の同意を得て指定するもの。管理費の一部助成等の支援がある。

憩いの森 = 所有者の同意を得て、区が無償で借り受け開放する樹林地。面積は概ね 1,000m² 以上。街かどの森はその小規模版（概ね 300 m² 以上）

- ・ 特別緑地保全地区の指定を増加させます。また、地区計画等緑地保全条例やまちづくり事業における樹林地保全の手法について検討します。

特別緑地保全地区 = 都市における良好な自然環境となる緑地において、都市計画決定により、建築行為など一定の行為の制限などを行い、現状凍結的に保全する制度。

- ・ 郷土景観保全地区の指定制度を新設し、農地や屋敷林などが一体となった練馬の原風景を保全します。

郷土景観保全地区 = 農地・屋敷林・雑木林などが一体となった練馬の郷土景観を一体的に保全するため、郷土景観保全地区として指定し、景観保全のための支援を図ります。

< 自然とのふれあい活動を活発にする >

- ・ 学校等において、ピオトープなど、自然とのふれあいなどを深めるための環境教育に活用する場の整備を進めます。

ビオトープ = BIO (生き物) + TOPE (場所) を組み合わせたもので、多様な生き物が生育・生息しやすい場所のこと。区内の小中学校全 69 校の中でビオトープがあるところは 24 校 (35%)、中学校全 34 校の中では 3 校 (9%) です。環境教育の場として、それぞれ工夫をこらした利用がなされています (19 年 3 月現在)。



区立上石神井小学校のトンボ池

- ・ 講座、ワークショップ、観察会等を開催し、自然や自然とのふれあいについて学ぶ機会をつくれます。
- ・ ねりまエコ・アドバイザー、緑化協力員、区民環境行動連絡会、関町リサイクルセンター活動機構、練馬環境学習交流機構など、自然の観察や保護に取り組むボランティア等と協力して、自然とのふれあい活動を進めます。

ねりまエコ・アドバイザー

練馬区の環境教育講習会 (ねりま環境カレッジ) を修了した方を「ねりまエコ・アドバイザー」として委嘱し、地域の環境保全活動のリーダーとして活躍いただくほか、区が行う環境教育と環境保全事業に協力いただいています。

また、小中学校や子どもエコクラブ等における環境教育の助言・協力者として、区が派遣しています。(18 年度末現在委嘱者 53 名)



練馬区緑化協力員

区と区民が一体となって区のみどりを守り育てていくために活動しています。憩いの森の野草植付けなどによる自然回復活動、樹木の植付け、自然観察会の開催、腐葉土づくりなどを通じた小学生の環境学習の推進などを行っています。(18 年 4 月現在 97 名)



練馬区民環境行動連絡会

区民・事業者の皆さんが自発的な環境配慮行動のあり方を検討し、平成 16 年 8 月に「練馬区民環境行動方針」をまとめました。引続き、方針で提案したプロジェクトの実現を目指す区民・事業者のグループ*が集まって、17 年 4 月に練馬区民環境行動連絡会を結成し、活動を進めています。

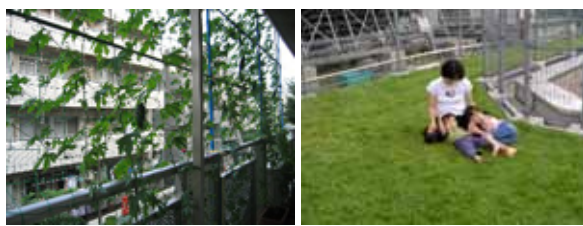
(*自然環境ねりまくらぶ、ねりま・ごみフォーラム、練馬まち環境倶楽部、エコライフエネルギープロジェクト、環境教育支援プロジェクト、散歩の道しるべマッププロジェクト)



練馬関町リサイクルセンター活動機構

練馬春日町環境学習交流機構

区立リサイクルセンター(関町、春日町)の指定管理者として、リサイクルだけでなく、自然観察会を含め、広く環境学習活動などを進めている区民の方々です。自然環境に関する館内の取組みとしては、関町リサイクルセンターではみどりのカーテンなど、春日町リサイクルセンターでは屋上緑化などをすすめています。



(2)みどりと水に恵まれたまちにする

< 樹林を守る >

- ・ 憩いの森、街かどの森、保護樹林を増やし、樹林地の保全を図ります。
- ・ 特別緑地保全地区の指定か所を増やします。また、地区計画等による緑地保全条例やまちづくり事業における樹林地保全の手法について検討します。
- ・ 郷土景観保全地区の指定制度を新設し、農地や屋敷林などが一体となった練馬の原風景を保全します。
- ・ 練馬みどりの機構との連携により樹林地を適切に管理する仕組みを築きます。

練馬みどりの機構 = 屋敷林や雑木林、農地などの練馬らしいみどりを媒介とした地域コミュニティの形成を目指すとともに、みどりのネットワークをつくり、区民・区内事業者と区の三者協働によって、区内のみどりの保護と保全、育成および活用に寄与することを目的に、平成 18 年 3 月に発足した団体。

- ・ 練馬区みどりを育む基金(葉っぱい基金)を拡大し、樹林地の保全に活用します。

練馬区みどりを育む基金（練馬みどりの葉っぱい基金）

= 区民・事業者・区の協働により、練馬区のみどりを愛し育むための活動や樹林地の保全などに活用するために、平成16年10月に設置された基金。

17年度における積立額は5,600万円。23年度までに、積立額5億円をめざしています

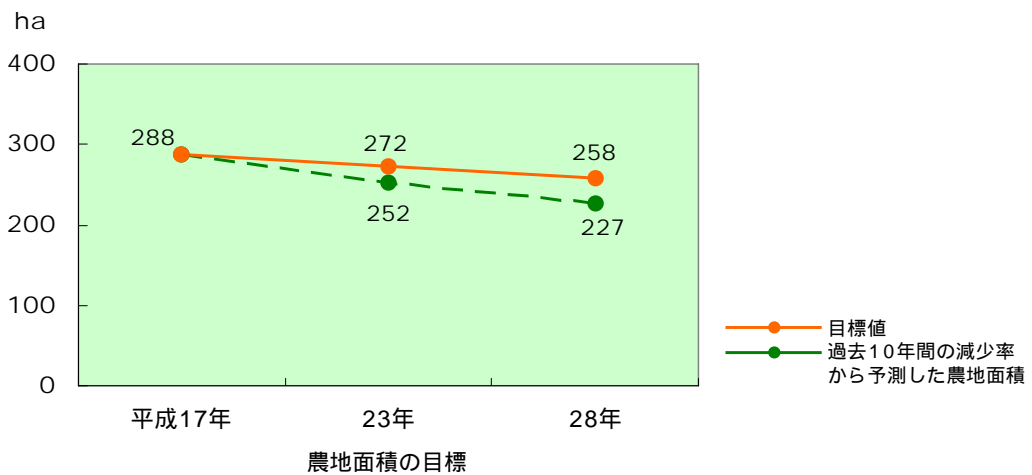


練馬みどりの葉っぱい基金キャラクター「ぴいちゃん」

< 農地を守る >

- ・ 観光農園事業等の都市型農業経営の支援、農産物直販所マップの作成等による地産地消の拡大、農作物の給食食材利用、農家と学校の連携による農業体験教育、学校農園の促進などを通じ、魅力ある都市農業の推進に努めます。

【農地面積の目標】



（平成17年の面積は東京都固定資産税統計による）

- ・ 農協の協力による講座や技術研修等による後継者の育成、講義や技術指導による農作業ヘルパーの育成・活用、農業に関心を持ち支援を行いたい区民の援農ボランティアとしての育成・活用により、農業の担い手確保を支援します。

農作業ヘルパー = 区内農家の担い手不足に対応するため、区が「A東京あおば」と協力し、農作業に必要な技術を習得するための講義や実習を行う「農作業ヘルパー養成研修」を受けた方を農作業ヘルパーに登録します。ヘルパーは区内の農家で苗植えや収穫などを有償で行います。

援農ボランティア = 区内農家の担い手不足に対応するため、農業に関心を持ち、農家の農作業を手伝う意欲のある区民を養成し、無償の援農ボランティアとして活動いただくものです。

- ・ 区民農園や農業体験農園の支援や農作業ヘルパー・援農ボランティアの育成により、区民と農のふれあいを促進します。

区民農園 = 区民農園は、区が所有者から借り受けた農地を整備して、区民が有料で区画内を耕作できるようにしている農園です。1区画は概ね15m²で1年11ヶ月の間利用できます。昭和48年度に2園でスタートした区民農園は、19年3月1日現在、合計22園で、2,090区画が整備されています。

農業体験農園 = 区が管理する区民農園等とは異なり、農家が開設し、耕作の主導権を持って経営・管理している農園です。1区画30m²で約1年間利用できます。(5年間まで更新可)。利用者は、入園料・野菜収穫代金を支払い、園主(農家)の指導のもと、種まきや苗の植付けから収穫までを体験します。区は施設整備費・管理運営費の助成と募集の支援をしています。平成8年4月に第1号が誕生して以来、毎年1園ずつその数を増やし、平成19年4月には12園目がオープンしました。



農業体験農園の特徴として、都市住民と農業者の交流が図られる、農家により懇切な農業指導が行われる、安定した農業経営としても成り立つ、利用者相互の交流が広がり、地域住民のコミュニティの形成につながるなどがあげられます。

- ・ 農地に係る相続税納税猶予制度や生産緑地制度等の課題を明確化し、都市農地保全のための新たな制度について検討します。他自治体などと協議しながら連携して国等に制度改革を要望します。
- ・ 減農薬・減化学肥料農業を進め、環境への負荷を低減して、農業と近隣環境との調和を図り安全・安心の農産物づくりを進め、東京都特別栽培農産物認証制度による認証農家および東京都エコファーマー認定農家の戸数を増やします。また、東京あおば農業協同組合と協力してトレーサビリティの促進等を図ります。

減農薬・減化学肥料農業 = 農薬や化学肥料の使用を減らした農業。都は農産物を生産する方法を工夫し、農薬と化学肥料を減らして生産する農家を「エコファーマー」として認定し、また化学合成農薬と化学肥料をいずれも慣行的使用量の5割以下として栽培した農産物を「特別栽培農産物」に認証しています。

区では、特別栽培農産物認証農家・エコファーマー認定農家数を22年度までに50戸とすることを目指します。

< 宅地のみどりを増やす >

- ・ みどりの推進協定地区を増やすとともにみどりの保全協定を新たに設けます。

みどりの推進協定地区・みどりの保全協定地区

= 町会や企業等が地域の緑化やみどりの保全を進める活動に取り組むため、緑化計画・保全計画を策定し、区とみどりの推進協定またはみどりの保全協定を結んだ場合、区は緑化、みどりの保全のための支援を行うものです。



- ・ コンテストを実施し選ばれた庭の持ち主や基準を大幅に上回る緑化を行った事業者、樹木の保全に貢献した所有者などを表彰する制度を設けます。
- ・ 生け垣化や屋上緑化の助成制度を拡大し、生け垣・屋上緑化を増やします。生け垣化については、災害対策上必要な道路沿道の宅地の生け垣化や地区計画等による道路沿いの緑化の推進について検討します。また、屋上緑化については、防火地域等において一部義務化を導入する方向で検討します。

生け垣化助成 = 道路に面して、長さが1 m以上の生け垣をつくる場合、助成が受けられます。生け垣 1m あたり 10,000 円、生け垣化のため既存塀を撤去した場合も 1m あたり 10,000 円(実費が 10,000 円以内のときは実費分)。生け垣の高さや形態等に条件があります。

屋上緑化助成 = 建築物で人の出入りおよび利用が可能な屋上またはこれに相当する建築物上の全部または一部に緑化区画を設けて樹木等を植栽したものを対象に助成します(ルーフバルコニーも対象。ベランダや車庫、工作物上の緑化は対象外)。助成額は 1m² あたり 2 万円または経費の 2 分の 1 の少ない方。法令適合や営業目的の屋上でないことなどの条件があります。



- ・ 保護樹木の指定を増やします。

保護樹木 = みどりを保護し回復する条例により、保護する必要があると認められる樹木(地上高 1.5m で幹の直径 50 cm 以上のもの)を、所有者の同意を受けて指定するもの。管理費の一部助成等の支援があります。



- ・ みどりを保護し回復する条例における緑化計画書の基準の見直しや、新たに

合意形成を行う地区計画について建築物に係る緑化率の最低限度導入の検討を行います。

- ・ 生け垣の剪定、落ち葉の清掃、園芸相談など、宅地のみどりの維持管理について、練馬みどりの機構と協力して支援体制を確立していきます。
- ・ 保護樹木、保護樹林等の落ち葉について、練馬みどりの機構と協力してリサイクルシステムを構築するとともに、無料収集等を検討します。公園等の落ち葉については、練馬みどりの機構と協力して腐葉土づくりや剪定枝のリサイクルを拡充します。

< 公共のみどりを増やす >

- ・ 小中学校や幼稚園の敷地や建物について、校庭の芝生化、みどりのカーテン（窓面のみどりの葉により覆う）、屋上および壁面の緑化、体育館の屋根部分の緑化を行い、みどりを増やします。また、シンボルトリーの植栽、畑や田んぼづくり、ビオトープの設置など、それぞれの学校に適した、環境教育に役立つみどりを育てます。

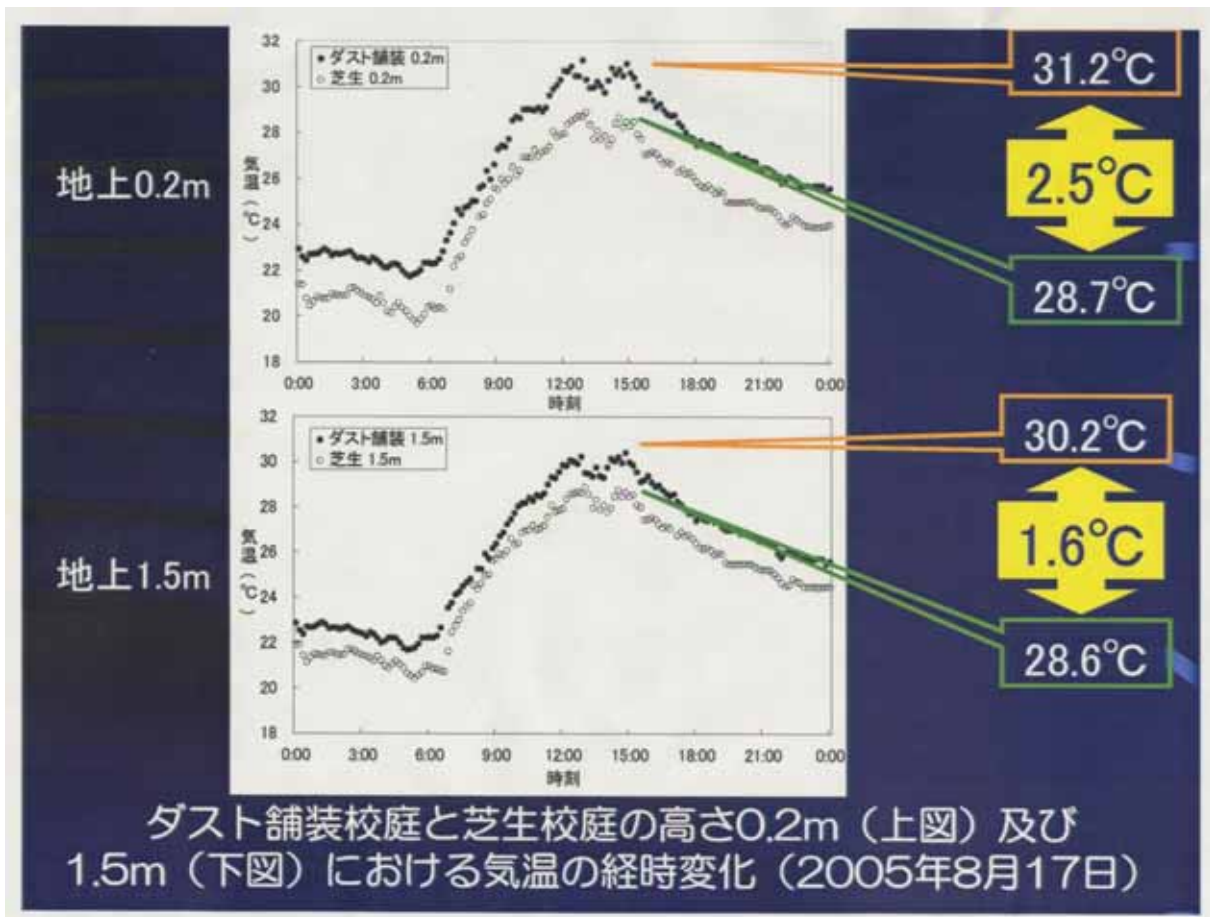


校庭が全面芝生化された区立中村小学校

【校庭の芝生化によるヒートアイランド緩和効果の例】

ダスト舗装校庭と芝生校庭の気温差を観測したところ、芝生校庭の方が、地上0.2mで約2.5℃、地上1.5mで約1.6℃気温が低かったと報告されている*。（2005年8月17日、隣接する杉並区立和泉小学校（芝生校庭）、和泉中学校（ダスト舗装校庭）での観測） 次ページ図参照

* 横山仁ほか,東京都環境科学研究所年報 2006,p104



出典：東京都環境科学研究所ホームページ

- ・ 区立施設の敷地や建物について、屋上や屋根部分の緑化、駐車場等空地の緑化、壁面やフェンスの緑化を進めます。また、国や東京都などの施設についても、みどり30推進計画に沿って緑化等を要請します。
- ・ 新たに計画する道路の緑化を可能な限り進めるとともに、既存の道路についても、構造上問題がない所についてガードパイプトレリスを採用するなど、工夫して緑化の充実を図ります。都道、国道についても国・東京都との協力体制をつくり緑化に努めます。
 また、河川管理通路の緑化に努めるとともに、多自然川づくりに向け、水辺ふれあい計画に基づいて、東京都と連携し検討を進めます。
 鉄道の高架等の緑化についても関係者とともに検討します。
- ・ みどりと水の拠点となる公園や日常生活圏における公園の整備、農地や屋敷林などのみどりの取得による公園の整備を進めるほか、まちづくり事業において公園を確保していきます。また立体公園や借地公園などの新制度の活用による公園整備を進めます。既存の公園についても、緑被率の向上を図ります。

< みどりと水のネットワークをつくる >

- ・ みどりと水のネットワークの形成をめざし、みどりと水の拠点となる公園等の整備を進めるとともに、道路緑化、河川緑化、公共施設緑化等を推進します。
- ・ 河川改修にあたっては、多自然川づくりや護岸の緑化の可能性について東京都や地域住民とともに検討します。

【みどりと水の拠点となる公園の整備】

((仮称) 第 3 次練馬区水辺ふれあい計画素案より)

(1) 石神井川ゾーン

[新長期計画に位置づけ整備を行う水辺拠点候補地]

- ・ 武蔵関公園・富士見池 ・「練馬総合運動場」公園 (中大グラウンド跡地)
- ・ 高稲荷公園

[区で整備を検討する水辺拠点候補地]

- ・ 石神井川・山下橋上流散策路

[東京都に整備を要請する水辺拠点候補地]

- ・ 都営上石神井アパート ・ 石神井台緑地 - 早稲田高等学院裏一帯
- ・ 石神井公園団地 - さくらの辻公園 - 石神井小学校一帯
- ・ 石神井公園池 - 山下橋 ・ 都立城北中央公園

(2) 白子川ゾーン

[新長期計画に位置づけ整備を行う水辺拠点候補地]

- ・ 比丘尼橋下流調節池 - 大泉橋戸公園一帯
- ・ 稲荷山・清水山憩いの森一帯

[区で整備を検討する水辺拠点候補地]

- ・ 白子川散策路

[東京都に整備を要請する水辺拠点候補地]

- ・ 東大泉弁天池 - 都営東大泉アパート - 東大泉公園一帯

(3) 千川上水ゾーン

[区で整備を検討する水辺拠点候補地]

- ・ 中新井川緑道散策路

[東京都に整備を要請する水辺拠点候補地]

- ・ 千川上水緑道 ・ 千川通り (富士見台 ~ 江古田間)

(4) 田柄川・田柄用水ゾーン

[新長期計画に位置づけ整備を行う水辺拠点候補地]

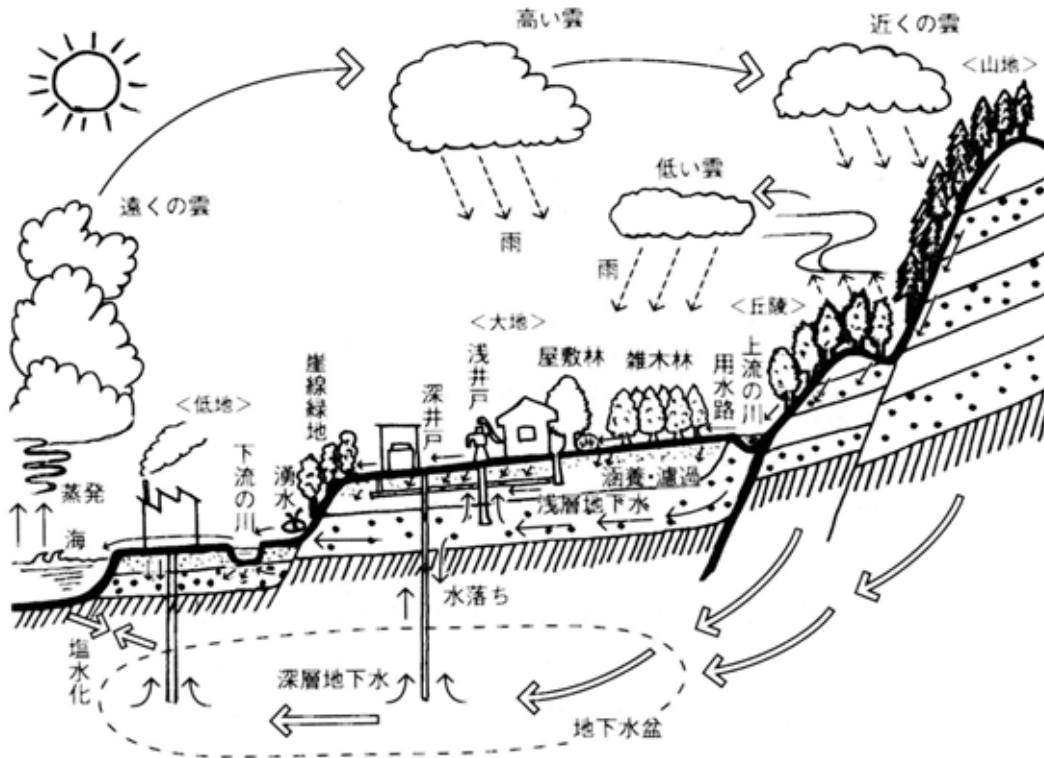
- ・ 田柄用水・田柄川緑道散策路

< 水循環を回復する >

- ・ 開発事業や公共施設の整備等における雨水浸透施設の設置、小規模宅地における雨水浸透施設設置助成、透水性舗装の拡大などにより、地下水・湧水の保全を推進します。また雨水桶の本体購入費についても浸透施設の設置と併せて助成し、雨水の再利用を図ります。

- 東京都環境確保条例による地下水揚水量報告制度により、地下水の採取状況を把握し、必要に応じ指導を行います。

【水循環模式図】



出典：雨の建築学(日本建築学会編)・井戸と水みち(水みち研究会著) (北斗出版)

2 調和のとれた、美しいまちにする

基本目標	環境指標	定義	環境指標にかかる目標(平成22年度)
1 2	2 - ポイ捨てごみの量	区内主要駅周辺の一定区域内にあるポイ捨てごみの量を実測	19年度の調査結果を踏まえて設定
	2 - 歩行喫煙率	区内主要駅周辺における歩行喫煙者の割合を実測	1.6%(18年度)を基礎とし、毎年度、前年度以下1.6%(18年度)
	1 - 2 - 区全域の景観方針、景観計画、景観条例の策定(策定後は、景観計画等に基づく指標を検討)	景観計画および景観条例策定の進捗状況(策定完了 = 100%)	100% 0%(18年度)

(1)まち美化活動を活発にする

< まち美化キャンペーンを強化する >

- ・ ポイ捨てや歩行喫煙の現況を改善するため、駅周辺地区等においてキャンペーンを実施します。その際、地域の区民団体やボランティア、事業者等との連携を強化していきます。歩行喫煙は、主要4駅周辺の歩行喫煙率が前年より減少することを目標にします。

< まち美化活動を育てる >

- ・ 美化活動団体（環境美化推進地区および環境美化活動団体）数および登録世帯数の拡大、駅前等におけるボランティア清掃組織による自主的清掃活動の促進等により、区民主体のまち美化活動を広げていきます。

また、落書き消しについては、落書きをさせないまちを目指す住民の自主的な取り組みに対する支援を広げていきます。

環境美化推進地区 = 地域での美化を図るため、50世帯以上で月1回以上の清掃活動を行う地域を環境美化推進地区に指定し、清掃用具等の支援を行います。

ボランティア駅前清掃 = 駅前等の公共空間を「自分たちのまちは自分たちできれいにする」との考えに立って、町会・自治会、商店会、地域のボランティア団体等で清掃活動組織を結成し、定期的に清掃活動を行うもの。

区は、清掃用具等の支援を行います。



- ・ ポイ捨てや歩行喫煙等の防止のため、道路管理者、鉄道事業者などさまざまな関係者と協議しながら、普及啓発等さまざまな手法を研究します。

< 空き地管理の指導を進める >

- ・ 空き地の雑草の除去等について、所有者・管理者に対する指導を行います。
- ・ カラス対策については、人を襲うなどの危険なカラスの巣を撤去するとともに、被害を未然に防ぐための啓発活動を行います。

(2)調和のとれた都市づくりを進める

< 景観に配慮した街並みをつくる >

- ・ 景観法の趣旨を踏まえて調和のとれた都市景観づくりを進めるため、区全域の景観方針や景観計画、景観条例の制定などを通じ、実効性のある景観ルールを策定します。
- ・ 地域の特性を踏まえた景観づくりを具体化していくため、個別地区の特性に合った景観計画の策定を開始します。
- ・ 電線類の地中化を進めるなど、快適なみちづくり事業を進めます。
- ・ 不法看板の撤去を進め、安全と街並み景観の向上に努めます。

< 歴史や文化を継承する >

- ・ 文化財保護法および練馬区文化財保護条例に基づき、国指定天然記念物、区指定文化財、区登録文化財等の保全を図ります。
- ・ 郷土景観保全地区の指定を新設し、農地や屋敷林などが一体となった練馬の原風景を保全します。

3 まちづくりの環境配慮を進める

基本目標	環境指標	定義	環境指標にかかる目標（平成 22 年度）
3 まちづくりに伴う環境負荷を抑制し、調整するための仕組みが拡充され、的確に運用されている	3 - 開発行為等における緑化基準に対する緑化実施割合	みどりを保護し回復する条例による緑化必要面積に対する緑化計画書における緑化計画面積	100%以上 100%以上(18年度)
	3 - まちづくり環境配慮制度創設の進捗度(創設後は、制度に基づく指標を検討)	まちづくり環境配慮制度創設の進捗状況	創設 基礎調査(18年度)

(1)さまざまな制度を活用する

< 環境アセスメント制度等を活用する >

- ・ 環境影響評価法や東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続のほか、まちづくり条例に基づく地域環境配慮報告書制度、大規模小売店舗立地法および中規模店舗の立地の調整に関する条例に基づく制度において、区民への情報提供を行うとともに、これらの制度を活用し、まちづくり事業の実施に伴う環境負荷の調整に努めます。

環境アセスメント制度= 大規模な事業を計画したり実施する際に、あらかじめ、その計画や事業に伴う環境への影響を予測評価して結果を公表し、関係住民、関係区市町村長、都知事の意見などを聴きながら、必要な環境保全のための措置を講じることにより、環境への影響を未然に除去・軽減する制度です。環境影響評価法に基づくものと、東京都環境影響評価条例に基づくものがあります。

練馬区に関しては、現在までに、昭和 60 年の東京外郭環状線（放射 7 号線～埼玉県境間）建設事業をはじめ、15 の事業が区内に影響が及ぶ恐れがあるとして、法および条例による環境アセスメントの対象となりました。

- ・ 大規模マンション、墓地、深夜営業集客施設などの近隣紛争が発生しやすい建築物の設置については、まちづくり条例、中高層建築物の設置における紛争の予防と調整に関する条例、東京都墓地条例等に基づいて指導、調整等を行います。

また光が丘周辺地区などにおいて、開発事業者との協定等に基づいて、電波障害への対応などを行います。

< まちづくり制度により環境の質を高める >

- ・ 今後合意形成を図っていく地区計画・沿道地区計画等のまちづくり制度において、公園・緑地の整備、景観形成等に努めます。

(2)まちづくりの環境配慮を広げる

< まちづくり環境配慮の仕組みを充実する >

- ・ まちづくり事業の実施に伴う環境負荷の調整を図るため、さらに、練馬区独自のまちづくり環境配慮制度の調査・研究を進め、必要な分野における制度の創設を目指します。